**平成２３年（フ）第５９５号**
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番２―101号　駅前プラザ
債務者　菅原　邦彦
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第６０２号**
さいたま市西区大字土屋500番地２
債務者　荒山冨美子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第６０８号**
さいたま市中央区鈴谷４丁目１番15号　プラザM102号、旧住所青森市西滝１丁目６番３号　ハイツにしたき２号
債務者　梅田麻有美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第６３１号**
埼玉県川口市西川口１丁目40番２号　三光荘３号
債務者　千葉　孝義
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第６６９号**
埼玉県川口市東川口３丁目３番36号　ハイツ美和302号
債務者　相澤　直樹
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７５号**
埼玉県深谷市田所町10番30号
債務者　宮下美惠子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第５５号**
岐阜県中津川市苗木4598番地の189
債務者　新井　静江
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２２年（フ）第８４２３号**
大阪市西区南堀江４丁目29番19―707号
債務者　清本　　勉
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９８９８号**
大阪府枚方市伊加賀緑町７番４―404号
債務者　安部　輝美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２４７号**
大阪府枚方市東香里１丁目９番13号
債務者　古木　博巳
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６７４号**
大阪市東淀川区豊里２丁目１番２―605号
債務者　安田　宏志
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１２２３号**
大阪市住吉区上住吉１丁目１番３―205号　松永方
債務者　小川工業こと　小川　秀樹
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３４号**
北海道旭川市末広２条３丁目３番７号　加藤訓男
債務者　田中　梨江
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１３４号**
北海道旭川市豊岡７条４丁目５番１号　イーストリッチ７―４　302号室
債務者　一関　俊雄
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１３５号**
北海道旭川市末広２条１丁目５番２号　暖コーポ笠原
債務者　高橋友希子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１４５号**
北海道旭川市東１条４丁目１番15号　東幸第２コーポ103号室
債務者　田中　真美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部